

大阪市立保育所（公設置公営）における紙おむつ等定額利用サービス業務仕様書

1 事業名

大阪市立保育所（公設置公営）における紙おむつ等定額利用サービス事業

2 実施場所

大阪市立保育所（公設置公営）（以下、「保育所」という。）

3 事業実施期間

令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）

4 事業概要

本市指定の下記仕様及び別紙覚書に基づき、保育所で使用する紙おむつ及びおしりふき（以下、「おむつ等」という。）を定額利用することができるものとする。このサービスの利用を希望する児童に対して、サービスを提供するものとし、利用を希望する児童が在籍する保育所でサービスを導入するものとする。

5 事業内容

(1) 紙おむつ等の規格及び利用料金

- ・ 紙おむつ及びおしりふきについては、国内流通メーカー品とすること。
- ・ 紙おむつは、利用児童の年齢等に応じて必要なサイズ・タイプ（テープ・パンツ）を取り扱うことし、取り扱う商品は1サイズ・1タイプにつき1銘柄とすること。また、おしりふきについても取り扱う商品は、1銘柄とすること。
- ・ 紙おむつ等の利用枚数に上限を設けないこと。
- ・ 利用料金は「月額定額制」とし、児童1人につき1契約とする。

(2) 契約主体及び契約期間

- ・ 契約は、保護者から直接事業者が申し込み（解約を含む）を受け付けることとし、事業者とサービスの利用を希望する児童の保護者（以下、「利用者」という。）と直接契約とすること。
- ・ 契約期間は1カ月毎とし、「3 事業実施期間」に定める期間中は利用者からの申し出がない限り自動更新とすること。
- ・ 「3 事業実施期間」に定める期間中に新たに利用を希望する者がいる場合、期間途中で新規契約を可能とすること。
- ・ 「3 事業実施期間」に定める期間中に利用希望者が解約を申し出た場合、期間途中で解約を可能とすること。
- ・ 利用料金の支払い及び還付等支払いに付随する業務についても、事業者と利用者

の間で行うこと。

- ・ 事業者は、当サービスに関する利用者等からの問い合わせ・苦情等について、丁寧かつ適切に対応すること。

(3) 納品体制・衛生管理

- ・ 紙おむつ等は次のいずれかの方法により保育所へ直接納品すること。
 - ① 事業者が、1 週間に一度程度保育所に出向き、在庫を確認のうえ必要に応じて補充を行う方法。
 - ② 納品枚数、納品時期については、各保育所に従い、事業者が直接各保育所へ納品する方法。ただし、在庫管理、発注等が、保育所の業務負担にならないシステム等が実装されていること。
- ・ 紙おむつ等の納品の時間帯については、事業者と各保育所において協議し定めることとする。
- ・ 汚染・破損等を生じた紙おむつ等を利用者に提供することがないように留意すること。
- ・ 事業者は、利用児童名簿一覧等、申込者の一覧が確認できる資料を各保育所へ提供し、利用者等に変更がある場合は遅滞なく各保育所へ報告すること。

(4) その他

- ・ サービスの導入は大阪市立保育所 1 所につき、利用希望者が 1 人以上の場合にサービスを導入する。
- ・ 利用希望者がおらず、未導入となった保育所において「3 事業実施期間」途中で 1 人以上の利用希望の申し出があった場合は、利用希望に応じて導入に対応すること。
- ・ サービスを導入している施設が、民間移管、民間委託及び統廃合により大阪市による運営を終了する場合は、該当保育所の保護者及び移管先、委託先の法人と協議が必要となる。
- ・ 運用開始前に関係職員への説明会を実施し、円滑な運営ができるように必要な措置を講じること。また、運用開始後にも、各保育所の求めに応じ、円滑な運営ができるようサポートすること。
- ・ サービスに必要な明瞭な説明資料、利用申込書等を作成し、必要枚数を各保育所に配布すること。
- ・ 各保育所へのマニュアルを作成し、各所に 1 部ずつ配布すること。
- ・ 利用者向け Q&A を作成し、ホームページ等による周知を行う等、利用者の負担軽減に対する措置を講じること。
- ・ 個人情報の取り扱いには十分留意すること。
- ・ その他、本仕様に定めのない事項については、必要に応じて本市と事業者が協議して定めるものとする。

6 参考情報

(1) 各施設在籍児童数（令和6年4月1日現在）

別紙1のとおり